十項各号」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条中第四十四項を第四十六項とし、第四十三項を第四十五項とし、同条第四十二項中「第二十三項各号」を「第二十五項各号」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条中第四十一項を第四十三項とし、第三十六項から第四十項までを二項ずつ繰り下げ、同条第三十五項中「第二十八項各号」を「第三十項各号」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十四項を第三十六項とし、第三十三項を第三十五項とし、第三十二項を第三十四項とし、同条第三十一項中「第二十三項各号」を「第二十五項各号」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条中第三十項を第三十二項とし、第二十七項から第二十九項までを二項ずつ繰り下げ、同条第二十六項第一号中「第四十七項」を「第四十九項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条中第二十五項を第二十七項とし、第十七項から第二十四項までを二項ずつ繰り下げ、同条第十六項第二号中「第十八項第二号及び第三十九項第二号」を「第二十項第二号及び第四十一項第二号」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項中「第七項から第十一項まで」を「第九項から第十三項まで」に改め、同項を同条第十七項とし、同条中第十四項を第十六項とし、第十三項を第十五項とし、同条第十二項第二号ロ中「第十四項」を「第十六項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条中第十一項を第十三項とし、第十項を第十二項とし、同条第九項中「第十一項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「第十一項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第七項を第九項とし、第六項を第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6　法附則第十五条の六第一項第一号に規定する政令で定める期間は、同号の所有者、当該所有者の配偶者又は当該所有者の二親等以内の親族が同号の住宅の存する場所に居住していた期間とする。

7　法附則第十五条の六第一項第一号に規定する政令で定める住宅は、同号の所有者、当該所有者の配偶者又は当該所有者の二親等以内の親族がその居住の用に供し、又は供していた住宅のうちこれらの者が主としてその居住の用に供し、又は供していたと認められるものとする。

第五条　地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第百三十三号）の一部を次のように改正する。

5　附則第七条第五項及び第六項を次のように改める。

5　令和八年度以後の各年度において、都道府県が改正法附則第十一条の規定によりなお従前の例によることとされる自動車取得税について同条の規定によりなお従前の例によることとされた改正法第二条の規定による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下この項及び第十項において「旧法」という。）第百四十三条第一項の規定により同項に規定する額を当該都道府県内の市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）に対し交付する場合には、改正法附則第十一条の規定によりなお従前の例によることとされた旧令第四十二条の九の規定は適用せず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額の百分の六十六・五に相当する額（以下この項、第七項及び第九項において「算定額」という。）の二分の一の額を市町村道（旧法第百四十三条第一項に規定する市町村道をいう。以下この項及び次項第一号において同じ。）の延長で、他の二分の一の額を市町村道の面積で按分して、毎年度十二月に交付するものとする。ただし、当該年度における算定額が零を下回るときは、次項に定めるところにより、当該都道府県内の市町村に当該下回る額（同項において「超過交付額」という。）の返還を求めるものとする。

一　令和八年度　令和八年三月における同月において収入すべき自動車取得税の収入見込額と同月において収入した自動車取得税の収入額（同月において過誤納に係る自動車取得税の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額）との差額を、同年四月から十一月までの間に収入した自動車取得税の収入額（当該期間内に過誤納に係る自動車取得税の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額）に加算し、又はこれから減額した額

二　令和九年度以後の各年度　当該年度の前年度の十二月から当該年度の十一月までの間に収入した自動車取得税の収入額（当該期間内に過誤納に係る自動車取得税の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額）

6　前項ただし書の規定による超過交付額の返還については、次に定めるところによる。

一　都道府県知事は、当該年度の十二月三十一日までに、当該都道府県内の各市町村の長に対し、超過交付額の二分の一の額を市町村道の延長で、他の二分の一の額を市町村道の面積で按分して得た額のうち、当該市町村に係る額（次号において「通知額」という。）を通知するものとする。

二　前号の通知を受けた市町村は、当該通知があった日の属する年度の末日までに、当該通知に係る通知額を都道府県に返還するものとする。

附則第七条第七項中「前二項」を「第五項から前項まで」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第六項の次に次の七項を加える。

7　地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和八年政令第八十三号）の施行の際現に旧令第四十二条の九第三項に規定する交付することができなかった金額又は同項に規定する交付すべき額を超えて交付した金額があるときは、それぞれこれらの金額を、令和八年度における算定額に加算し、又はこれから減額するものとする。

8　第五項本文の規定を適用して都道府県が各市町村に交付すべき額を計算する場合又は第六項第一号の規定を適用して各市町村が都道府県に返還すべき額を計算する場合において、当該計算した金額に五十銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て、当該計算した金額に五十銭以上一円未満の端数があるときは、その端数金額を一円とする。

9　第五項本文の規定により各市町村に交付すべき額を交付した後又は第六項第一号の規定により各市町村に返還すべき額を通知した後において、算定額の算定に錯誤があったため、算定額を増加し、又は減少する必要が生じた場合には、当該錯誤に係る額を、当該錯誤を発見した年度又はその翌年度における算定額に加算し、又はこれから減額するものとする。

10　令和八年度以後の各年度において、旧法第百四十三条第二項に規定する指定市（以下この項及び次項各号において「指定市」という。）を包括する都道府県（以下この項各号及び次項各号において「指定都道府県」という。）が改正法附則第十一条の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第百四十三条第二項の規定により同項に規定する額を当該指定市に対し交付する場合には、改正法附則第十一条の規定によりなお従前の例によることとされた旧令第四十二条の十の規定は適用せず、次に掲げる金額の合算額（以下この項及び第十三項において「指定市算定額」という。）を毎年度十二月に交付するものとする。ただし、当該年度における指定市算定額が零を下回るときは、次項に定めるところにより、当該指定市に当該下回る額（同項及び第十三項において「指定市超過交付額」という。）の返還を求めるものとする。

一　第五項各号に掲げる年度の区分に応じ当該各号に定める額の百分の二十八・五の額の二分の一に相当する額に、当該指定都道府県の区域内に存する一般国道等（旧法第百四十三条第二項に規定する一般国道等をいう。以下この項において同じ。）の延長のうちに占める当該指定市の区域内に存する一般国道等の延長の割合を乗じて得た額

二　第五項各号に掲げる年度の区分に応じ当該各号に定める額の百分の二十八・五の額の二分の一に相当する額に、当該指定都道府県の区域内に存する一般国道等の面積のうちに占める当該指定市の区域内に存する一般国道等の面積の割合を乗じて得た額

11　前項ただし書の規定による指定市超過交付額の返還については、次に定めるところによる。

一　指定都道府県の知事は、当該年度の十二月三十一日までに、前項ただし書の指定市の長に対し、当該指定市に係る指定市超過交付額を通知するものとする。

二　前号の通知を受けた指定市は、当該通知があった日の属する年度の末日までに、当該通知に係る指定市超過交付額を指定都道府県に返還するものとする。

12　第十項各号の割合を算定する場合において、当該割合に小数点三位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。